

「振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
(この約款の趣旨) 第1条 (現行どおり) (振替決済口座) 第2条 (現行どおり) (振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。 2 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 3 (現行どおり) (共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (当社への届出事項) 第4条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。 (振替の申請) 第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 1～2 (現行どおり) 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただく必要があります。 1～2 (現行どおり) 3～4 (現行どおり) (他の口座管理機関への振替) 第6条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。 2 (現行どおり) (分離適格振込国債に係る元利分離申請) 第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただく必要があります。 1～2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	(この約款の趣旨) 第1条 (省 略) (振替決済口座) 第2条 (省 略) (振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。 2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 3 (省 略) (共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他の番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (当社への届出事項) 第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。 (振替の申請) 第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 1～2 (省 略) 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただく必要があります。 1～2 (省 略) 3～4 (省 略) (他の口座管理機関への振替) 第6条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。 <u>「また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。」</u> 2 (省 略) (分離適格振込国債に係る元利分離申請) 第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただく必要があります。 1～2 (省 略) 3 (現行どおり)

「振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

(分離元本振込国債等の元利統合申請) 第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。 2～3 (現行どおり) (みなし抹消申請) 第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。 (担保の設定) 第10条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、<u>この場合</u>、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。 (お客様への連絡事項) 第11条 (現行どおり) (元利金の代理受領等) 第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、指定参加者が<u>当社に代わってこれを受け取り、当社が指定参加者からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</u> 2 (現行どおり) 第13条～第14条 (現行どおり) (当社の連帯保証義務) 第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 1 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務 2 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務 3 その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 (解約) 第16条 次に掲げる場合は、契約は<u>解約</u>されます。 1～6 (現行どおり) 第17条～第18条 (現行どおり)	(分離元本振込国債等の元利統合申請) 第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。 2～3 (省 略) (みなし抹消申請) 第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。 (担保の設定) 第10条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。 (お客様への連絡事項) 第11条 (省 略) (元利金の代理受領等) 第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、<u>当社（指定参加者）</u>がお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。 2 (省 略) 第13条～第14条 (省 略) (当社の連帯保証義務) 第15条 日本銀行又は<u>当社（指定参加者）</u>が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 1 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行又は<u>当社（指定参加者）</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の元金及び利子の支払いをする義務 2 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行又は<u>当社（指定参加者）</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務 3 その他、日本銀行又は<u>当社（指定参加者）</u>において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 (解約) 第16条 次に掲げる場合は、契約は<u>解除</u>されます。 1～6 (省 略) 第17条～第18条 (省 略)
--	---

「振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

(この約款の変更) 第19条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたとき民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。 (個人情報等の取扱い) 第20条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとき当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国市税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） 附 則 この約款は、平成22年7月1日より適用させていただきます。 ただし第16条の3は、平成23年1月1日以降、当社に対して反社会的勢力でない旨の確約を行う新規のお客様とのお取引に適用させていただきます。 この約款は、平成26年7月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成28年7月26日より適用させていただきます。 この約款は、令和元年5月15日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年5月13日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年10月1日より適用させていただきます。 <u>この約款は、令和4年5月18日より適用させていただきます。</u>	(この約款の変更) 第19条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたとき民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。 (個人情報等の取扱い) 第20条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとき当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国市税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） 附 則 この約款は、平成22年7月1日より適用させていただきます。 ただし第16条の3は、平成23年1月1日以降、当社に対して反社会的勢力でない旨の確約を行う新規のお客様とのお取引に適用させていただきます。 この約款は、平成26年7月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成28年7月26日より適用させていただきます。 この約款は、令和元年5月15日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年5月13日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年10月1日より適用させていただきます。
--	---

以上

以上